



元文科高第1057号
令和2年3月17日

各国公私立大学長
各公私立短期大学長
各国公私立高等専門学校長
各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長
浅田和伸



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
伯井美德



(印影印刷)

経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知について（通知）

このことについては、平成31年3月25日付け30文科高第1172号で通知しているところですが、文部科学省では経済的に厳しい状況にある学生等が進学を断念することがないように、引き続き各種の支援策を講じています。

については、高等教育段階における下記の各種経済的支援策について、各学校におかれては、所属の学生等に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の高等学校及び専修学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の高等学校及び専修学校に対して、国立大学長におかれては、管下の附属学校に対して、厚生労働省におかれては、所管の専修学校に対して、周知をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況が懸念される場所ですが、各大学等における保護者・学生等への周知に当たっては、支援を必要とする保護者・学生等に情報が行き渡るよう、積極的な情報提供いただくようお願いいたします。また、奨学金の手続等についても、柔軟な対応を検討しており、状況を注視した上で、別途お知らせすることを申し添えます。

記

- 1 「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）が令和2年4月1日から施行され、同法に基づき「高等教育の修学支援新制度」が開始されます。（令和元年5月17日付け元文科高第44号、令和元年6月28日付け元文科高第196

号)

新制度では、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部学生等を対象として、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校における授業料等減免制度の創設及び給付型奨学金の支給の拡充を行うこととしています。

新制度では、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（確認大学等）を対象機関としますが、確認大学等にあつては、法律に基づき、在学する学生等のうち対象者として認定を受けた者に対して新制度に基づく授業料・入学金の減免を行うこととなります。また、独立行政法人日本学生支援機構が同様に当該者に対して給付型奨学金の支給を行います。

- 2 昨年度までと同様に①無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員への貸与の確実な実施を行うとともに、②奨学金の制度等についての理解を促進するためスカラシップ・アドバイザーを高校等へ派遣する等の支援策を実施します。

*なお、高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金及び貸与型奨学金につきましては日本学生支援機構へお問合せください。

- 3 入学料等初年度納付金や授業料等の納付が困難な学生等に対しては、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを図る等のきめ細かな配慮をお願いします。また、入学時に一時的にかさむ費用の支出が困難な学生等に対しては、独立行政法人日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金（有利子による一時金）や生活福祉資金貸付制度（都道府県社会福祉協議会）等の活用について周知をお願いします。

- 4 家計が急変した学生等には、貸与型奨学金の緊急採用奨学金（無利子）及び応急採用奨学金（有利子）の申込みを随時受け付けています。また、高等教育の修学支援新制度においても、予期できない事由により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合は、申込みを受け付ける予定としています。

- 5 専修学校専門課程（専門学校）については、令和2年度予算案において、経済的理由により修学困難な専門学校生に対する効果的な修学支援策を検討するため、令和元年度の支援対象者(*)を主な対象として「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」を実施することとしています。

*原則、令和元年度に「高等教育の修学支援新制度」による確認を受けた専門学校に在学する者を除く。

<添付書類>

- (添付1) 大学生等に対する経済的支援制度（令和2年度）
- (添付2) 高等教育の修学支援新制度について
- (添付3) 奨学金事業の概要（令和2年度予算案）
- (添付4) 大学等進学を後押しする国のパッケージ

本件担当
(全体)

高等教育局学生・留学生課法規係
電話 03-5253-4111(内線3050)
(専修学校)

総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室
電話 03-5253-4111(内線3280)

大学生等に対する経済的支援制度（令和 2 年度）

【国の新たな修学支援制度】

○ 高等教育の修学支援新制度

令和 2 年 4 月から、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部学生等を対象として、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校における授業料等減免制度の創設及び給付型奨学金の支給の拡充を行うこととしています。

制度の詳細については、ホームページをご参照ください。

◎大学生・高校生・保護者向け特設ページ

<http://www.mext.go.jp/kyufu/>

◎高等教育の修学支援新制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

（トップ〉教育〉大学・大学院、専門教育〉高等教育の修学支援新制度）を参照

【独立行政法人日本学生支援機構による大学等奨学金事業】

<給付>

○給付型奨学金（支給）

高等教育の修学支援新制度部分参照

*なお現行の給付型奨学金を受けている学生等におかれましても要件を満たすことが確認された場合には、2020 年 4 月から、給付額が拡充される新制度の給付型奨学金に切り替えることができます。

<貸与>

○第一種奨学金（無利子貸与）

特に優れた学生等で、経済的理由により著しく修学が困難な人に貸与します。令和 2 年度は、平成 29 年度に実現した貸与基準を満たす希望者全員への貸与、及び低所得世帯の子供たちについての成績基準の実質的撤廃を引き続き確実に実施します。

貸与月額：学生等が選択（例）私立大学自宅通学の場合〔2万円、3万円、4万円、5.4万円〕

○第二種奨学金（有利子貸与）

在学中は無利子、卒業後は年 3% を上限とする利子がつきます。第一種よりもゆるやかな基準によって選考されます。平成 31 年 4 月から、貸与利率の下限を 0.01% から 0.001% に引き下げることにより返還時の利息負担の更なる軽減を図りました。

令和元年 12 月に貸与を終了した者の貸与利率

利率見直し方式（5 年毎）……0.004%、利率固定方式……0.156%

貸与月額：学生等が選択〔2～12 万円までの間で 1 万円単位〕

○入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

第一学年において奨学金の貸与を受ける人は、希望により入学後第 1 回目の振込時に、10 万円・20 万円・30 万円・40 万円・50 万円の中から選択した金額を増額して貸与を受けることができます。

○緊急採用奨学金（無利子）・応急採用奨学金（有利子）

家計の急変（家計支持者が失職、病気、事故、災害等）で奨学金を緊急に必要とする

場合には、年度途中でも随時採用を行いますので、在学している大学等の奨学金窓口にご相談してください。

※所得連動返還方式

平成29年度進学者から、返還月額が卒業後の所得に連動する新たな所得連動返還型奨学金制度を導入し、所得が低い間は月2千円からの返還を可能とすることで、奨学金の返還負担の更なる軽減を図っています。

※大学院業績優秀者免除制度

平成30年度進学者より、博士課程の大学院業績優秀者免除制度の拡充を行い、博士後期課程学生の経済的負担を軽減し、進学を促進しています。

※ 大学等奨学金事業に関する詳細は日本学生支援機構のホームページをご参照ください。
(<https://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>)

【各大学等における経済的支援措置】

○授業料等減免

大学院生を対象とした授業料等減免については、各大学等にお問合せください。

○奨学金等

各大学等において、独自の奨学金制度を実施している場合があります。また、財団法人等の民間団体においても各種の奨学金事業が行われています。

※ 各大学等における授業料減免等や独自の奨学金制度について、独立行政法人日本学生支援機構のホームページにおいて情報提供しています。

(https://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html)

※ 上記を含め、各大学における経済的支援措置の詳細については、直接各大学にお問い合わせください。

【厚生労働省施策】

○生活福祉資金（教育支援資金）貸付

非課税世帯相当の世帯に対し、各都道府県社会福祉協議会より、入学に際し必要な経費（50万円以内）及び就学するために必要な経費（月額6.5万円以内（大学の場合※））を無利子で貸与します。

※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可能。

○母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子・父子家庭等に対し、各都道府県・指定都市・中核市が、入学に必要な資金（就学支度資金）及び修学に必要な資金（修学資金）を無利子で貸与します。

また、令和2年度より、ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、大学等に修学する子どもの就学支度資金や修学資金に受験料や修学期間中の生活費等を加えることを予定しています。

※参考：令和元年度における貸付限度額

就学支度資金…37～59万円以内、 修学資金…月額6.75～9.6万円以内

○進学準備給付金

生活保護受給世帯の子供のうち、高等学校等を卒業し、大学等に進学するため生活保護世帯から脱却することとなる者に対し、自宅通学の場合10万円、自宅外通学の場合30万円を給付する。

高等教育の修学支援新制度について

（実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日）

添付2

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

* 政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】 ①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 （（令和2年度）の在学学生（既入学者も含む）から対象）

【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算(案) 4,882億円

授業料等減免 2,528億円*
 給付型奨学金 2,354億円

* 公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額(案) 5,274億円

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立
	入学金	授業料	
大学	約28万円	約54万円	入学金 約26万円 授業料 約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円 約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円 約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円 約59万円

給付型奨学金

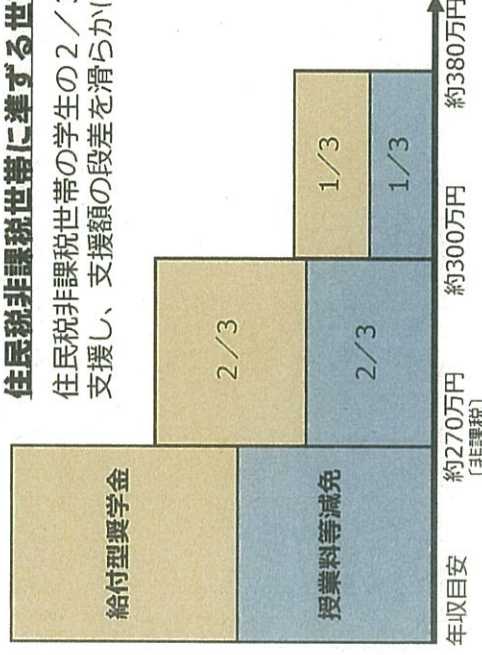
- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額) (住民税非課税世帯))

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件

- 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問追求と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

高等教育の修学支援の着実な実施

令和2年度予算額 (案) 5,823億円 ※内閣府計上予算含む
(前年度予算額 1,029億円)

添付3

<令和2年度予算案>

事業概要
「大学における修学の支援に関する法律」(令和元年5月法律第8号)に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であつても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう**高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(内閣府計上)**する。また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、**貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施**する。

高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)：4,882億円(新規)

【対象の学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【対象の学生】 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等(準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援)

【財源】 消費税率引上げによる財源を活用(少子化に対処するための社会保障関係費として内閣府に予算計上、文部科学省で執行)

個人要件

○進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認

○大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件

(国等による要件確認を受けた大学等が対象)

○学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等

○経営課題のめぐる法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

(既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。)

○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施
無利子奨学金：941億円(一般会計分)

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	51万8千人	83万3千人
事業費	3,114億円(601億円減) ※高等教育の修学支援新制度の対象学生等には無利子奨学金の併給調整を実施	7,327億円(565億円増)
	うち一般会計等 政府貸付金(一般会計) 941億円 財政融資資金 123億円	財政融資資金 6,462億円
貸与月額	学生等が選択(私立大学自宅通学の場合) 2,3,4,5,4万円	学生等が選択(大学等の場合) 2~12万円の1万円単位
貸与基準	・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 <住民税非課税世帯の学生等> ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
	【令和2年度採用者】 家計 家計基準は家族構成等による(子供1人~3人世帯の場合) 一定年収(700~1,290万円)以下	一定年収(870~1,670万円)以下
返還期間	卒業後20年以内 <所得連動返還を選択した場合> ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (令和元年11月貸与終了者) 利率見直し 0.003% 利率固定 0.143%

大学等進学を後押しする国の施策

添付4

入学時から卒業後に渡るきめ細かな支援により、誰もが安心して大学等で学べる環境をつくりします。



◆高等教育の修学支援新制度
 ・対象：住民税非課税世帯、準ずる世帯
 ・入金金減免：
 国立大28万円、私立大26万円等
 (注)支援を受けられるのは入学後

◆高等教育の修学支援新制度
 ・対象：住民税非課税世帯、準ずる世帯
 ・授業料減免(年額)：
 国立大54万円、私立大70万円等
 ・給付型奨学金(自宅外、年額)：
 国立大80万円、私立大90万円等

◆日本学生支援機構
 「入学時特別増額貸与奨学金」【有利子】
 ・対象：低所得世帯
 ・金額：10/20/30/40/50万円より選択

◆日本学生支援機構
 「第一種(無利子)奨学金」
 ・対象：一定の家計・学力基準を満たす者
 ・金額：月額2～6.4万円(選択可)

◆都道府県社会福祉協議会
 「生活福祉資金貸付金(就学支度費)」【無利子】
 ・対象：非課税世帯相当
 ・金額：入学に際し必要な経費(50万円以内)
 ◎問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等

◆日本学生支援機構
 「第二種(有利子)奨学金」
 ・対象：一定の家計・学力基準を満たす者
 ・金額：月額2～12万円(選択可)

◆都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金(就学支度資金)」【無利子】
 ・対象：母子・父子家庭等
 ・金額：入学に際し必要な経費(37～59万円以内)
 ※令和元年度における貸付限度額
 ◎問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等

◆都道府県社会福祉協議会
 「生活福祉資金貸付金(教育支援費)」
 【無利子】
 ・対象：同左
 ・金額：月額6.5万円以内(大学の場合)
 ※機構の奨学金優先。不足する場合のみ上乗せ利用可。

◆厚生労働省「進学準備給付金」【給付】
 ・対象：生活保護受給世帯の子供のうち、高等学校を卒業し、大学等に進学するため生活保護世帯から脱却することとなる者
 ・金額：自宅通学10万円、自宅外通学30万円
 ◎問合せ先：お住まいの市区町村の生活保護担当等

◆都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金)」【無利子】
 ・対象：同左
 ・金額：月額6.75～9.6万円以内
 ※令和元年度における貸付限度額

◆日本学生支援機構
 「第一種(無利子)奨学金」
 ⇒卒業後の本人の所得に連動して返還月額を設定する「所得連動返還型」を利用可
 ・返還月額：本人所得の9%
 (最低月額2,000円)
 *平成29年度新規貸与者より適用

◆日本学生支援機構
 「第二種(有利子)奨学金」
 ⇒返還利率は国の財投資金借入金利に連動して変動(下限0.001%～上限3%)。利率固定方式と利率見直し方式のいずれかを選択可能。

◆日本学生支援機構
 「第一種、第二種奨学金」(共通)
 ⇒減額返還制度(最長15年間、返還月額を1/2あるいは1/3に)、返還期限猶予制度(最長10年間、経済困難等の事由による)によるセーフティネットあり。

◇日本学生支援機構のウェブサイト
 (https://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogakudantaiseido/index.html)において、各大学・地方公共団体・民間等奨学金事業実施団体等の各種奨学金制度について、情報を検索することができます。
 ◇上記のほか、地方公共団体が行う地方定着促進のための奨学金返還支援の仕組みがあります。平成31年3月現在32府県等で実施しています。
 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihoshien/sos/ei/index.html

◇これらの他、大学等に進学する児童養護施設退所者等を対象とする自立支援資金貸付制度(生活費、家賃支援等)があります。